

## 役員報酬規程

### — 役員に対する報酬等の支給の基準 —

#### (目的)

第1条 この規程は、学校法人村上学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第35条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬とは、役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

#### (報酬の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 監事 報酬

#### (報酬の額の算定方法)

第4条 役員に対する年額報酬総額の上限の額は3,000万円とし、各役員報酬総額は理事会において決定し、別表のとおりとする。

#### (報酬の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬は、毎月25日に支給する。（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

2 非常勤の理事に対する報酬は、年額を9月及び3月の二期に等分して支給する。（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

3 監事に対する報酬は、年額を会計決算監査の業務にあたった日に支給する。

#### (費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

#### (報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長、常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長、常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準(役員報酬規程)として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、昭和58年4月1日より施行する。

この規程は平成元年4月1日より一部改定して施行する。

この規程は平成2年4月1日より一部改定して施行する。

この規程は平成13年4月1日より一部改定して施行する。

この規程は令和2年4月1日より一部改定して施行する。

別表

区 分	報 酬 年 額	摘 要
理 事 長	4,800千円	月額400千円
常勤理事	600千円	月額50千円
非常勤理事	400千円	
監 事	65千円	

※ 常勤理事に対しての報酬については辞退により無報酬とする(平成21年度より)